

東御市環境をよくする条例施行規則（平成16年東御市規則第72号）新旧対照表

改正後		現 行																			
<p>(特定事業)</p> <p>第3条 条例<b>第2条第6号</b>の規則で定める特定事業は、別表第1に掲げるものとする。</p> <p>(開発事業)</p> <p>第4条 条例<b>第2条第8号</b>の規則で定める開発事業は、別表第2に掲げるものとする。</p> <p>(特定作業)</p> <p>第5条 条例<b>第2条第9号</b>の規則で定める特定作業は、別表第3に掲げるものとする。</p> <p>(ばい煙)</p> <p>第6条 条例<b>第2条第11号</b>の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>別表第2（第4条関係）</p>		<p>(特定事業)</p> <p>第3条 条例<b>第2条第1項第6号</b>の規則で定める特定事業は、別表第1に掲げるものとする。</p> <p>(開発事業)</p> <p>第4条 条例<b>第2条第1項8条</b>の規則で定める開発事業は、別表第2に掲げるものとする。</p> <p>(特定作業)</p> <p>第5条 条例<b>第2条第1項第9条</b>の規則で定める特定作業は、別表第3に掲げるものとする。</p> <p>(ばい煙)</p> <p>第6条 条例<b>第2条第1項第11条</b>の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>別表第2（第4条関係）</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>区分</th> <th>種類及び規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1～7 (略)</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>再生可能エネルギー電気事業</td> <td>太陽光発電等で、出力10kW以上のもの。ただし、<b>太陽光発電にあつては、建築物の屋根</b>に設置するものを除く。</td> </tr> </tbody> </table>		番号	区分	種類及び規模	1～7 (略)			8	再生可能エネルギー電気事業	太陽光発電等で、出力10kW以上のもの。ただし、 <b>太陽光発電にあつては、建築物の屋根</b> に設置するものを除く。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>区分</th> <th>種類及び規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1～7 (略)</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>再生可能エネルギー電気事業</td> <td>太陽光発電等で、出力10kW以上のもの。ただし、<b>一般住宅（店舗との併用住宅を含み、賃貸集合住宅は除く。）の屋根及びその敷地内</b>に設置するものを除く。</td> </tr> </tbody> </table>		番号	区分	種類及び規模	1～7 (略)			8	再生可能エネルギー電気事業	太陽光発電等で、出力10kW以上のもの。ただし、 <b>一般住宅（店舗との併用住宅を含み、賃貸集合住宅は除く。）の屋根及びその敷地内</b> に設置するものを除く。
番号	区分	種類及び規模																			
1～7 (略)																					
8	再生可能エネルギー電気事業	太陽光発電等で、出力10kW以上のもの。ただし、 <b>太陽光発電にあつては、建築物の屋根</b> に設置するものを除く。																			
番号	区分	種類及び規模																			
1～7 (略)																					
8	再生可能エネルギー電気事業	太陽光発電等で、出力10kW以上のもの。ただし、 <b>一般住宅（店舗との併用住宅を含み、賃貸集合住宅は除く。）の屋根及びその敷地内</b> に設置するものを除く。																			
<p>別表第6（第7条関係）</p> <p><b>1 開発基準（共通事項）</b></p> <p><b>(1) 開発区域内に既存道路がある場合、当該道路の取扱いについては、道路管理者と事前協議すること。</b></p> <p><b>(2) 敷地境界は、境界杭等により明示すること。</b></p> <p><b>(3) 事業者は、次に掲げるものに対し、事業着手前に開発事業計画を十分説明し、事業計画の確認又は同意を得たことが確認できる書面を届出書に添付すること。</b></p>		<p>別表第6（第7条関係）</p> <p><b>1 開発基準（共通事項）</b></p> <p><b>ア 開発区域内に既存道路がある場合、当該道路の取扱いについては、道路管理者と事前協議すること。</b></p> <p><b>イ 敷地境界は、境界杭等により明示すること。</b></p> <p><b>ウ 事業者は、開発に係る区域の区又は自治区の長及びその周辺の利害関係者に対し、事業着手前に開発事業計画を十分説明し、事業計画の確認又は同意を得たことが確認できる書</b></p>																			

改正後	現 行
<p><u>ア 開発に係る区域の区又は自治区の長</u></p> <p><u>イ 開発に係る区域周辺の利害関係を有する区又は自治区の長</u></p> <p><u>ウ 開発に係る区域周辺の利害関係者</u></p> <p><u>(4) 開発事業を行うことにより公共施設に影響を与えた場合は、当該施設の復旧又は修繕等に要する経費は、原則として事業者の負担とする。</u></p> <p><u>(5) 開発事業の施行にあたり、周囲に影響を及ぼすおそれのある場合は、防災対策を実施すること。この場合において、防災対策はすべての開発事業の本工事に先駆けて行うこと。</u></p> <p><u>(6) 史跡、埋蔵文化財等の保護等については、東御市教育委員会と協議すること。</u></p> <p>2 宅地造成事業及び商工業用地造成事業の開発基準</p> <p>(1) 道路</p> <p>ア 次の各号に掲げる道路の構造については、当該定める基準による。</p> <p>(ア) 建築基準法 <u>第42条第1項第5号</u>の規定による道路位置指定する道路 長野県が定める最新の道路位置指定に関する取扱要領及び技術基準によること。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 雨水排水処理</p> <p>ア 開発区域内における <u>雨水等は、敷地内で処理することを原則とし</u>、長野県が定める開発許可審査指針の規定により設計された排水施設を設け、流末まで完全なものを設</p>	<p><u>面を届出書に添付すること。</u></p> <p><u>エ 開発事業を行うことにより公共施設に影響を与えた場合は、当該施設の復旧又は修繕等に要する経費は、原則として事業者の負担とする。</u></p> <p><u>オ 開発事業の施行にあたり、周囲に影響を及ぼすおそれのある場合は、防災対策を実施すること。この場合において、防災対策はすべての開発事業の本工事に先駆けて行うこと。</u></p> <p><u>カ 史跡、埋蔵文化財等の保護等については、東御市教育委員会と協議すること。</u></p> <p>2 宅地造成事業及び商工業用地造成事業の開発基準</p> <p>(1) 道路</p> <p>ア 次の各号に掲げる道路の構造については、当該定める基準による。</p> <p>(ア) 建築基準法 <u>第42条第1項5号</u>の規定による道路位置指定する道路 長野県が定める最新の道路位置指定に関する取扱要領及び技術基準によること。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 雨水排水処理</p> <p>ア 開発区域内における <u>雨水等を有効に排出するため</u>、長野県が定める開発許可審査指針の規定により設計された排水施設を設け、流末まで完全なものを設</p>

東御市環境をよくする条例施行規則（平成16年東御市規則第72号）新旧対照表

改正後	現 行
<p>置すること。ただし、既存の水路及び河川に放流する場合は、管理者の許可を得ること。</p> <p>イ （略）</p> <p>(7)・(8) （略）</p> <p>3～7 （略）</p> <p><b>8 再生可能エネルギー電気事業の開発基準</b></p> <p><b>(1) 雨水排水処理については、敷地内で処理することを原則とし、長野県が定める開発許可審査指針の規定及び長野県が示す上田領域における降雨強度式の最新版（以下「降雨強度式」という。）を用いて、次に掲げる基準に適合する排水施設を設け、流末まで完全なものを設置すること。なお、既存の水路及び河川に放流する場合は管理者の許可を得ること。</b></p> <p><b>ア 事業前の現況地目が10,000平方メートル未満の宅地、雑種地若しくは農地又は3,000平方メートル未満の山林に設置する場合は、降雨強度式に基づき降雨強度は10年確率以上、降雨継続時間は10分を基準とする。</b></p> <p><b>イ 事業前の現況地目が10,000平方メートル以上の宅地、雑種地若しくは農地又は3,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の山林に設置する場合は、降雨強度式に基づき降雨強度は30年確率以上、降雨継続時間は10分を基準とする。</b></p> <p><b>ウ 事業前の現況地目が10,000平方メートル以上の山林に設置する場合は、降雨強度式に基づき降雨強度は50年確率以上、降雨継続時間は10分を基準とする。</b></p>	<p>置すること。ただし、既存の水路及び河川に放流する場合は、管理者の許可を得ること。</p> <p>イ （略）</p> <p>(7)・(8) （略）</p> <p>3～7 （略）</p> <p><b>8 再生可能エネルギー電気事業の開発基準</b></p> <p><b>ア 雨水排水処理については、宅地造成事業及び商工業用地造成事業の開発基準(6)雨水排水処理に準じること。</b></p> <p><b>イ 保安上危険となる箇所には防護柵等を設置すること。</b></p> <p><b>ウ 定期的な維持管理を行うこととし、管理者の連絡先等を掲出すること。</b></p>

東御市環境をよくする条例施行規則（平成16年東御市規則第72号）新旧対照表

改正後	現 行
<p><u>(2) 同一の事業者が既に完了又は設置 工事中の事業に係る土地に隣接して 事業を行う場合等、市長が一体性を 有する事業と認めるときは、これら を一の事業とみなして前号の規定を 適用する。</u></p> <p><u>(3) 前2号の規定によることが困難な 場合は、市と事前協議すること。</u></p> <p><u>(4) 定期的な維持管理を行うことと し、管理者の連絡先等を掲示するこ と。</u></p>	